

教育委員会所管施設のうち、あらかじめ指定する理由 ◆少年自然の家

少年自然の家は、「少年が自然に親しみ、自然の中で集団宿泊生活を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図ること」を目的に設置された教育施設です。

そのため、その運営は豊かな経験と専門的な知識に裏打ちされた活動プログラム、四季を通じた施設の特性を熟知している指定管理者の助言やノウハウが不可欠となります。

例えば、**市内全小学校、半数以上の中学校が、教育課程に位置付けた集団宿泊研修に利用**していることから、事前打ち合わせの段階から**学校と十分な連携**を図り、利用者ニーズに即した受け入れ事業を行う必要があります。そのために教員免許など有資格者による指導体制の整備を図り、過去の歴史（経緯）を考慮しつつ、PDCAに基づいた指導・管理をしながら、**学校のニーズにきめ細かく対応**していかなければなりません。その上で前年度の課題を活かした本年度の活動プログラムを設定し、子どもたちの人格形成につながる活動を実施していくことが求められるのです。

また、活動プログラムを安全に実施するためには、活動場所である**地域の自然について熟知**するとともに、**事前指導の徹底**が必要となります。例えば、川下りの活動では、川の状態を的確に判断して実施できるかどうかの判断、実際に事前に川下りを行い、子どもたちにどう指導しなければならないかを指導者に研修してもらうこと等を通し、**安全な活動を担保**することができるのです。

さらに**教育委員会の教育方針を受けた主催及び共催事業**においても、子どもの豊かな心、健やかな体の育成に寄与するプログラムを実施することが求められます。その例として、平成 27 年度より始まった「**イングリッシュ・キャンプ in GIFU**」は、4泊5日間オールイングリッシュで活動するために、的確かつ迅速にプログラムを設定し、募集・選考・準備・実施を確実に履行していかなければなりません。

上記の理由により、当施設は、例外的措置として公募によらない理由の「管理運営にあたり『**高度な専門性**』、『**ノウハウ**』の視点から**特定の団体が継続又は当面行う施設**」に該当すると考えられます。従って、岐阜市少年自然の家の指定管理者はあらかじめ特定の団体を指定したいと考えます。